

## 京都市森林経営管理事業間伐業務 仕様書

産業観光局農林振興室  
(担当：高力、中川 TEL 222-3346)

### 1 業務名

令和8年度京都市森林経営管理事業間伐業務（京都集計 R6-2 ほか）

### 2 業務目的

森林経営管理法に基づき、森林所有者から経営管理権の設定を受けた森林について、経営管理権集積計画に基づき、間伐等を実施するものである。

### 3 業務実施箇所及び数量等

以下表のとおり（業務実施箇所の別紙「業務位置図」のとおり）

記号	業務実施箇所	対象林相				数量		
		林相	林齢	平均胸高直径 (cm)※	立木密度 (本/ha)※	面積 (ha)	種別	本数 間伐率
A	右京区鳴滝白砂 10-7	ヒノキ	64	18	2,400	0.38	間伐	30%
B	右京区鳴滝白砂 10-1①	スギ	36	15	4,000	0.79	間伐	20%
C	右京区鳴滝白砂 10-1②	ヒノキ	55	23	2,200	0.35	間伐	30%
D	右京区鳴滝白砂 10-1③	ヒノキ	55	13	2,400	0.17	間伐	30%
E	右京区鳴滝白砂 10-1④	スギ	36	15	4,000	0.02	伐採整理	100%
F	右京区鳴滝白砂 10-3①	スギ	44	14	4,800	0.09	間伐	20%
G	右京区鳴滝白砂 10-3②	ヒノキ	58	23	1,800	0.40	間伐	30%
H	右京区鳴滝白砂 10-3③	スギ	44	14	4,800	0.02	伐採整理	100%
I	右京区鳴滝白砂 10-3④	ヒノキ	58	23	1,800	0.01	伐採整理	100%
J	右京区鳴滝白砂 11-3①	スギ	74	20	1,800	0.12	間伐	20%
K	右京区鳴滝白砂 11-3①	ヒノキ	64	18	2,400	0.67	間伐	30%
計						3.02		

※標準地調査による。

## 4 業務内容

### (1) 測量

#### ア 測量範囲の確認

測量に先立ち、「3 業務実施箇所及び数量等」に定める記号ごとに業務位置図に示す範囲内とその外縁周辺を踏査し、測量の範囲を現地で確認し、決定する。

測量の範囲は、業務位置図に示す範囲内とし、位置情報がわかる携帯型端末等を用いて確認するものとする。

踏査の結果、その範囲内に次の各号に該当する林相又は箇所が確認できる場合においては、本市と協議のうえ、経営管理権の設定区域内で測量の範囲を決定する。また、既設の作業道は測量の範囲に含めてはならない。

なお、業務実施箇所内の間伐等が不要な箇所であって、1か所の面積が0.01ha以上であるものは除地とする。

(ア) 対象林相に記載する林相以外の林相

(イ) 業務位置図に示す範囲内から範囲外へ切れ目なく続く対象林相

(ウ) 種別「間伐」の範囲内において、気象災害、病虫や害獣などにより多大な被害を受けた木が存する区域が0.01ha以上であり、種別「伐採整理」を実施すべき箇所

#### イ 測量

アで確認し、決定した測量の範囲について、測量を実施する。

測量方法はコンパス（ポケット又はデジタル）によるものとする。許容誤差は、方位角及び高低角各2度、距離5/100以内とする。

測点は、溪流の地形及び崩壊地形状の屈曲部、縦断勾配の変化点、林相及び樹種等の区域界の変化点に、区間距離20～30m間隔程度で設けることとする。測点に設置する測量杭は、木杭又はプラスチック板杭を使用する。ただし、起終点及びその前後の測点以外については、標識テープ等を固定する方法に変えることができる。

#### ウ 平面図の作成

イの測量結果に基づき、平面図及び測点一覧表を作成する。

平面図の記載項目は、表題、測線、測点、測点番号、方位、測量面積とする。表題には、業務名、施業地名、「3 業務実施箇所及び数量等」に定める記号、縮尺、測量年月日、測量者を記入することとする。縮尺は原則として1/1,000とし、図面が膨大となる場合はA4用紙に収まる任意の縮尺に変えることができる。面積の単位はhaとし、小数点以下第3位切捨てとする。

### (2) 間伐

#### ア 選木

(1)で測量した範囲において、各林相で指定する本数間伐率の不良木を選木するとともに、伐採する立木が判別できるよう、チョークや生分解性テープの巻付けなど立木に傷がつかない方法でマーキングを行う。

なお、胸高直約6cm以上で被圧木、枯損木、曲がり木等の将来成林の見込みがない立木を優先することとし、適切な密度となるよう残存木の樹冠配置を考慮すること。

#### イ 保育間伐

選木した立木を伐採するとともに、残存木の生育を阻害するつる等は根元から切断し、除去する。伐採木については、適切な滑落・流出防止対策を施すものとし、枝払・玉切・片付を実施すること。

### (3) 伐採整理

(1) で測量した範囲において、気象災害、病虫や害獣などにより多大な被害を受けた木を伐倒し、除去する。伐採木については、適切な滑落・流出防止対策を施すものとし、枝払・玉切・片付を実施すること。

### (4) 留意事項

ア 現地に立ち入る際には、本市が発行した身分証明書を携帯すること。

イ 機械器具は十分に点検調整されたものを使用すること。

ウ 作業に支障が生じない限り、雑木等は伐採せずに存置すること。

エ 残存木を損傷しないよう注意すること。

オ 厚生労働省策定の「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を遵守し、かかり木については、牽引具等を使用し適切な方法で処理すること。

カ 施業後の片付けは適切に行うこと。

## 5 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年8月31日までとする。

## 6 提出書類

### (1) 事業開始時

受託者は、契約締結後速やかに次のア～ウの資料を提出すること。

ア 業務計画書（様式1）

イ 作業従事予定者報告書（様式2）

ウ イで報告した者について、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育が行われていることが確認できる書類の写し（修了証、実施記録等）

エ その他市長が必要とする書類

### (2) 「4 業務内容」(1) 完了後

受託者は、「4 業務内容」(2) 及び(3) の着手前に次のア及びイの資料を提出すること。

ア 「4 業務内容」(1) ウで作成した平面図及び測点一覧表

イ 「4 業務内容」(1) ア(ウ)を確認した場合、該当箇所の写真（2箇所）及び撮影箇所・撮影方向を示した平面図

### (3) 事業完了時

受託者は、業務完了後速やかに次のア～エの資料を提出すること。

ア 業務完了届（様式3）

イ 作業日報（様式4）

ウ 業務写真

エ その他市長が必要とする書類

なお、業務写真については、撮影日、林相、業務内容（測量中、選木前、選木後（マーキングが鮮明に写るようにすること）、保育間伐中、保育間伐後、伐採整理前、伐採整理後）がわかるよう撮影すること。このとき、測量中以外の写真は定点撮影（同一箇所・同一方向）とし、平面図に撮影箇所・撮影方向を示すこと。なお、撮影箇所数は「3 業務実施箇所及び数量等」に定める記号ごとに1箇所/ha以上とする。

## 7 契約変更等

(1) 「6 提出書類」(2)の提出において、次のア及びイのいずれにも該当することを本市が確認した場合に限り、当該面積を変更し、履行期間及び契約額を変更することができる。

ア 次の(ア)又は(イ)に該当すること。

(ア) 「3 業務実施箇所及び数量等」の面積と一致しない場合。

(イ) 「4 業務内容」(1)ア(ウ)に該当する箇所を測量し、伐採整理を実施する場合。

イ 増減する面積が0.01ha以上であること。

(2) (1)に定める以外の項目は契約変更等の対象としない。

(3) (1)の場合において、変更後の契約額は、次のア及びイの合計額に落札率を乗じて得た額(千円未満切捨て)に、消費税及び地方消費税額(合計額に落札率を乗じて得た額に100分の10を乗じて得た額で、1円未満を切り捨てた金額)を加えた額とする。なお、落札率は、落札額(税抜き)を入札時の予定価格(税抜き)で除して算出するものとし、小数点以下第6位を切捨てとする。

ア 測量費

測量費は、次の(ア)及び(イ)の合計額とする。

(ア) 測量作業費

変更後の面積合計に応じた単価に、変更後の面積を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)の合計額(千円未満切捨て)とする。このとき、単価は、次の表により、変更後の面積合計に応じて選択するものとする。また、単価に乘じる変更後の面積は、下表に示す記号ごとに合計した面積とする。

除地が発生した場合は、その除地が「3 業務実施箇所及び数量等」に定める記号のそれぞれの対象範囲に内包される場合のみ、変更後の面積に含めるものとする。

「4 業務内容」(1)ア(ウ)に該当する箇所を測量し、「7 契約変更等」(1)ア(イ)により伐採整理を実施する場合は、その箇所の記号を当初設定した記号と同一とする。

なお、面積の増減がない場合も同様に算出する。

単価に乘じる 変更後の面積	適用単価区分 (変更後のA~Kの面積合計に応じて選択)	単価 (円/ha)
A、J、Kの 面積合計	(a)0.5ha未満	415,534
	(b)0.5ha以上1.0ha未満	336,466
	(c)1.0ha以上2.0ha未満	257,397
	(d)2.0ha以上5.0ha未満	178,330
	(e)5.0ha以上10.0ha未満	138,796
B~Iの 面積合計	(a)0.5ha未満	415,534
	(b)0.5ha以上1.0ha未満	336,466
	(c)1.0ha以上2.0ha未満	257,397
	(d)2.0ha以上5.0ha未満	178,330
	(e)5.0ha以上10.0ha未満	138,796

(イ) 諸経費

諸経費は、次に掲げる諸経費率（小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。）に、「(ア) 測量作業費」を乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。このとき、算出に使用する「(ア) 測量作業費」は千円未満を切捨てる前の値を用いる。

対象費 X (円)	諸経費率 (%)
50 万円以下	95.8
50 万円を超え 1 億円以下	$288.50 \times X^{-0.084}$ X = (ア) 測量作業費

イ 伐採費

間伐及び伐採整理に係る伐採費は、次の(ア)～(エ)の合計額とする。

(ア) 伐採作業費

「3 業務実施箇所及び数量等」に定める記号ごとに、次の a に掲げる単価に変更後の面積を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の合計額（千円未満切捨て）とする。

除地が発生した場合は、その除地の面積を差し引いた後に小数点以下第3位切捨てとして変更後の面積とする。

「4 業務内容」(1)アの(ウ)に該当する箇所を測量し、「7 契約変更等」(1)ア(イ)により伐採整理を実施する場合は、伐採整理を実施する箇所面積に限り単価 b を適用し、同様に算出する。

なお、面積の増減がない場合は単価 a を適用し、同様に算出する。

記号	a 単価 (円/ha)	b 伐採整理による整備実施の際に適用する単価 (円/ha)
A	514,800	3,676,408
B	473,600	2,714,152
C	545,820	3,442,151
D	426,240	3,442,151
E	2,714,152	-
F	568,320	3,442,151
G	446,580	3,676,408
H	3,442,151	-
I	3,676,408	-
J	257,400	4,225,577
K	514,800	3,676,408

(イ) 共通仮設費

共通仮設費は、次に掲げる共通仮設費率（小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。）に、「(ア) 伐採作業費」を乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。

対象費 X (円)	共通仮設費率 (%)
600 万円以下	5.40
600 万円を超え 10 億円以下	$24.0 \times X^{-0.0956}$ X = (ア) 伐採作業費

(ウ) 現場管理費

現場管理費は、次に掲げる現場管理費率（小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。）に、「(ア) 伐採作業費」と「(イ) 共通仮設費」の合計額を乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。

対象費 X (円)	現場管理費率 (%)
700 万円以下	43.09
700 万円を超え 10 億円以下	$347.3 \times X^{-0.1324}$ X = (ア) 伐採作業費 + (イ) 共通仮設費

(エ) 一般管理費

一般管理費は、次に掲げる一般管理費率（小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。）に、「(ア) 伐採作業費」と「(イ) 共通仮設費」と「(ウ) 現場管理費」の合計額を乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。

対象費 X (円)	一般管理費率 (%)
500 万円以下	23.57
500 万円を超え 30 億円以下	$-4.97802 \times \log X + 56.92101$ X = (ア) 伐採作業費 + (イ) 共通仮設費 + (ウ) 現場管理費

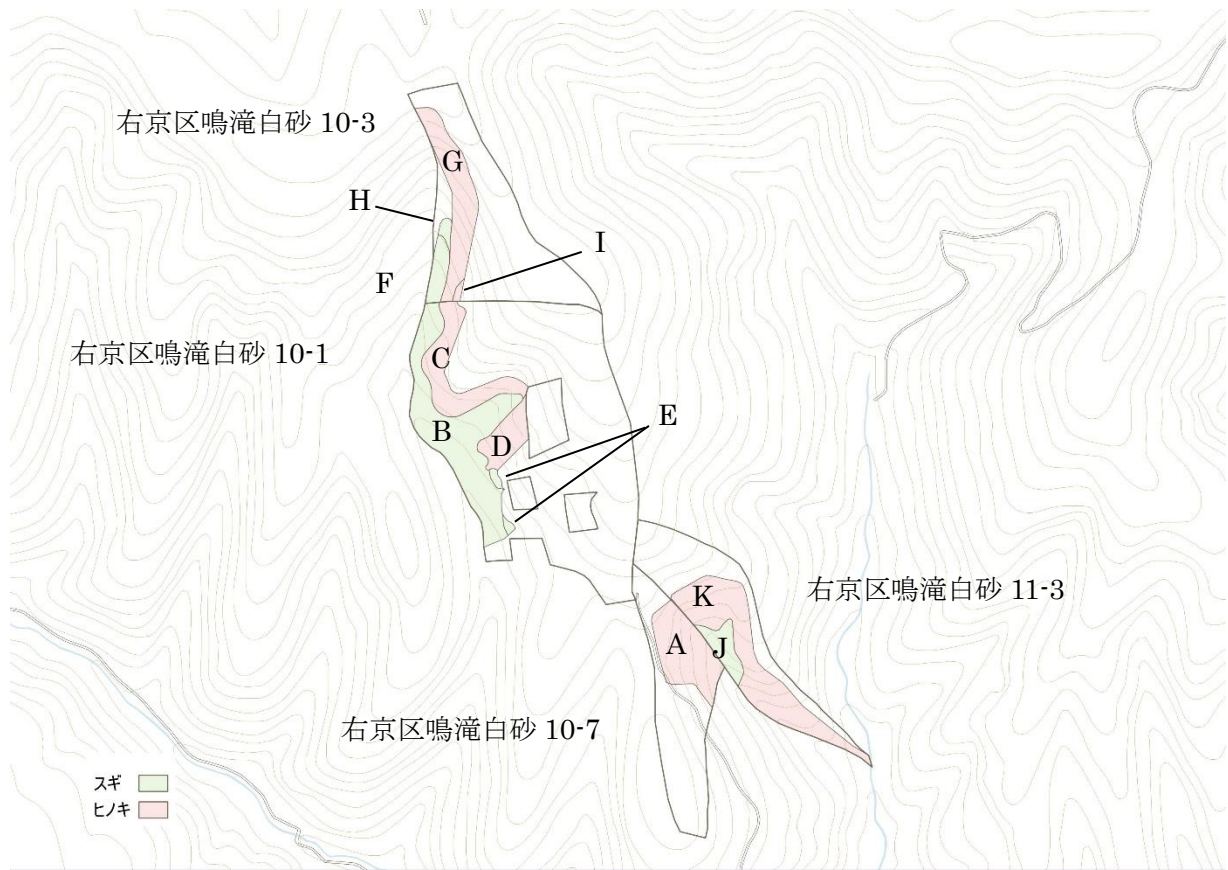
## 8 その他

- (1) 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法・京都市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、着手前に本市職員と十分に協議したうえで、その指示に従うこととし、円滑な業務遂行に努めること。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (4) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (5) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ書面により本市の承認を得なければならない。
- (6) 本市は、(5)の承認をするときは、条件を付することができる。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、両者協議のうえ、本市が指示するものとする。
- (8) 業務内容を踏まえた作業員の配置、安全対策に細心の注意を払って実施すること。
- (9) 事業実行にあたって、一般通行車両等への危険が予測される区域においては通行規制等を行い、誘導員を配置するなど安全確保に必要な措置を講ずること。
- (10) 業務の遂行にあたって必要な行政手続き等は、本市と相談のうえ、確実に行うとともに、関係法令を遵守して実施しなければならない。
- (11) 本市が提供した資料及びデータ等については、他への流用を一切禁止する。また、本業務が終了した時点で、紙媒体の資料は速やかに返却し、電子媒体のデータ等は速やかに抹消すること。

業務位置図



詳細図



様式1

令和 年 月 日

業 務 計 画 書

京都市長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

- 1 業 務 名 令和8年度京都市森林経営管理事業間伐業務（京都集計 R6-2 ほか）
- 2 業務実施箇所 京都市右京区鳴滝白砂 10-7 地内 ほか
- 3 履 行 期 間 令和 年 月 日 から 令和8年8月31日まで

業務	月	月	月	月	月	月	月	月

課長	係長	担当



様式3

令和 年 月 日

業 務 完 了 届

京都市長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

- 1 業 務 名 令和8年度京都市森林経営管理事業間伐業務（京都集計 R6-2 ほか）
- 2 業務実施箇所 京都市右京区鳴滝白砂 10-7 地内 ほか
- 3 完 了 日 令和 年 月 日

